雇児発 0 3 2 4 第 7 号 平成 2 2 年 3 月 2 4 日

都 道 府 県 知 事各 指 定 都 市 市 長 殿児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等·児童家庭局長

児童虐待防止対策支援事業の実施について

標記については、平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働 省雇用均等・児童家庭局長通知により行われているところであるが、今般、 当通知の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成22年4月1日から 適用することとされたので通知する。

別 紙

児童虐待防止対策支援事業実施要綱一部改正新旧対照表

改 正 後	現行
別紙 児童虐待防止対策支援事業実施要綱	別紙 児童虐待防止対策支援事業実施要綱
第 1 目的 (略)	第 1 目的 (略)
第2 実施主体 (略)	第2 実施主体 (略)
第3 事業内容 下記の1~12までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。	第3 事業内容 下記の1~12までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。
1 協力体制整備事業 (略)	1 協力体制整備事業 (略) .
2 カウンセリング強化事業 (1) 趣旨 児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先 に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るために は、家族の再統合を目指した積極的な指導や未然防止の強化が求められ ている。 児童虐待を行う又は育児不安等を抱える保護者は、自身の心の問題を 抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理 司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等(以下、「精神 科医等」という。)の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある 子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うもの であり、もって、子どもの福祉の向上に資するものである。 (2) 事業内容 次の事業を、個々の子どもや家族の状況を踏まえた上で、必要に応じ て選択し、実施すること。(複数実施も可能とする。) ① カウンセリング促進事業	児童虐待を行う保護者は、自身の <u>虐待を受けた体験等による</u> 心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等(以下、「精神科医等」という。)の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うものであり、もって、子どもの福祉の向上に資するものである。(2)事業内容
ア 本事業は、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神 科医等の協力を得て、子どもや保護者等の家族に対してカウンセリ ングを実施するものである。	① 本事業は、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神 科医等の協力を得て実施するものである。

改正後

なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と 契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。

- イ 精神科医等の役割は、次のとおりとする。
 - (ア) (略)
 - (化) (略)
 - (ウ) (略)
- ② 家族療法事業
 - ア 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、<u>治療計画(プログラム)を作成し、それに基づき</u>心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うこと。
 - イ 子どもや家族に対する治療計画(プログラム)については、児童 相談所と地域の医療機関(精神科医、小児科医等)や専門機関(有 識者等)が協働して作成し実施すること。
 - ウ 事業の実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とする。
 - エ (削除)
 - 工事業終了後は、必要に応じて、報告書、マニュアル(ガイドライン)等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。
- ③ ファミリーグループカンファレンス事業
 - ア 本事業は、保護者等が自らの問題に向き合い、主体的に支援を受け入れるため、児童福祉司、児童心理司等の児童相談所職員や、精神科医等、当事者である保護者及びその親族等を構成員とし、当該子どもや家族に対しての支援方法・内容について話し合い・検討する機会を提供するものである。
 - イ 本事業は、アに掲げるような構成員が当該子どもや家族の問題に ついて複数回にわたって話し合い・検討を行うことにより実施する ことを基本とする。
 - ウ 話し合い・検討の過程においては、保護者等が自らの問題に向き

現 行

なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。

さらに、家族療法事業を実施する場合には、下記②に加え、③の 条件を付加すること。

- ② 精神科医等の役割は、次のとおりとする。
 - _ ア (略)
 - <u>イ</u> (略)
 - ウ (略)
- ③ 家族療法事業
 - ア 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うこと。
 - イ 児童相談所と地域の医療機関(精神科医、小児科医等)や専門機 関(有識者等)が協働して、子ども及び保護者の治療計画(プログ ラム)を作成し実施すること。
 - ウ 実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とする。
 - エ 当事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。なお、その場合の非常勤職員が有する資格については、9の「24時間・365日体制強化事業」(3)に記載の任用資格が必要であること。
 - <u>オ</u> 事業終了後は、報告書、マニュアル (ガイドライン) 等を作成の 上、関係機関に配布し、活用を図ること。

改 正 後	現 行
合えるよう、例えば、同様の問題を抱える保護者等とのグループ計	<u> </u>
議を実施するなど、複数の保護者等について合同で参加できるプロ	
<u>グラムを設けることも差し支えない。</u>	•
④ 宿泊型事業	
ア 一時保護所の居室等を活用し、問題を抱える親子に対して、必要	
な期間、宿泊等をしながらの生活訓練や親子関係改善のためのプロ	
グラムを行うとともに、精神科医等による行動観察を行い、必要な	
支援の提供と家庭復帰の可否等の適切な判断を行うことを目的と	
する。	
イ この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。	
(7)児童福祉施設への入所等の措置により親子分離がされているケ	
ースであって、家族再統合や家族の養育機能の強化又は家庭復帰	,
の可否についての見極めが必要な家族	
(1)子どもは在宅しているが、保護者が強い育児不安等を持つため、	
生活を通じた親子関係のチェックや実践的なアドバイスが必要	
な家族	
<u>ウ 事業内容</u>	
個々のケースに応じて次のような事業を実施	
(ア)家事や子どもとの接し方などの日常生活訓練	
(イ)育児不安等の解消のためのカウンセリングやグループ討議	
(ウ)親子での接し方を学ぶためのゲームや料理作り	
(エ)精神科医等による親子関係の見立て及び援助方針への助言	
エーその他	
<u>宿泊期間は個々のケースに応じて設置することとする。</u> なお、親	
子の状況等を踏まえ、継続宿泊、複数回に分けて断続的に宿泊、日	
帰りなど様々な形態を組み合わせて実施することも差し支えない。	
(3) 留意事項	(3) 留意事項
① (略)	① (略)
② (略)	② (略)
③ 本事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる	
場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の	
対象とする。	
a mediate I.I. III blade II. III aliani	
3 医療的機能強化事業	3 医療的機能強化事業
(略)	(略)
	1

改正後 4 法的対応機能強化事業 4 法的対応機能強化事業 (略) (略) 5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 (略) (略) 6 専門性強化事業 6 専門性強化事業 (1) 趣旨 (略) (1)趣旨 (略) (2) 事業内容 (2) 事業内容 次のいずれかの事業を実施すること。 ① 専門家養成のための実践的な研修の実施や中央研修への参加派遣 2 (略) ② (略) (3) (略) (略) (3) 実施方法 (略) (4) 留意事項 (略) 7 一時保護機能強化事業 (略) (略) 8 市町村及び民間団体との連携強化事業 (1) 趣旨 (1) 趣旨 (略) (略) (2) 事業内容 (2) 事業内容 ① 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援 (略) ② 民間団体との連携 ア 民間団体活動推進事業 都道府県は、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人 からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、家族再統合 の取組み等を実施する。 イ 民間団体育成事業 都道府県は、児童相談所が行う保護者指導を委託する民間 団体を育成するため、都道府県自ら又は先駆的な民間団体等 に委託して、育成が必要な団体が当該事業を実施できるだけ

のスキルアップを図れるよう、当該団体へのアドバイザーの 派遣や当該団体の職員の先駆的な民間団体での実地訓練等

- 5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業
 - ① 専門家養成のための実践的な研修の実施

現 行

- 7 一時保護機能強化事業
- 8 市町村及び民間団体との連携強化事業
 - ① 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援
 - ② 民間団体との連携

都道府県は、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人 からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、家族再統合 の取組み等を実施する。

改正後

を実施する。

9 24時間・365日体制強化事業 (略)

10 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)等

(1) 趣旨

平成16年の児童福祉法の改正により、保健師・保育士等の職種も 児童福祉司の任用資格に加えられたことから、都道府県が実施主体と なり、児童福祉司の任用資格取得のための研修(講習会)等を実施す るものである。

(2) 事業内容

保健師・保育士等に対する、児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める研修(講習会) (以下、「厚生労働大臣が定める研修(講習会)」という。)等

(3) 実施基準

- ① 実施主体は都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉 法人等。
- ② 受講の対象者は、都道府県及び市町村の職員(要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)の職員を含む)
- ③ 講義及び演習により行うもの。
- ④ <u>厚生労働大臣が定める研修(講習会)については、</u>概ね3月以内 とし、その他の研修については、必要に応じて期限を定めるものと する。
- (4) 研修(講習会) 等の内容

研修(講習会)等の内容は、以下に定めるもの以上とすること。

① 厚生労働大臣が定める研修(講習会)について

【講義科目】

児童福祉論、児童相談所運営論、養護原理、障害者福祉論、社会福祉援助技術論、児童虐待援助論

【演習科目】

社会福祉援助技術演習、児童虐待援助演習

- ※ なお、市町村の職員も受講対象者であることから、研修(講習会)の内容には市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市 町村児童家庭相談に関する内容を含めるよう努めること
- ② その他

現 行

9 24時間・365日体制強化事業 (略)

10 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)

(1) 趣旨

平成16年の児童福祉法の改正により、保健師・保育士等の職種も 児童福祉司の任用資格に加えられたことから、都道府県が実施主体と なり、児童福祉司の任用資格取得のための研修(講習会)を実施する ものである。

(2) 事業内容

保健師・保育士等に対する、児童福祉法施行規則第6条第6号から 第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める研修(講 習会)

(3) 実施基準

- ① 実施主体は都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉 法人等。
- ② 受講の対象者は、都道府県及び市町村の職員(要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)の職員を含む)
- ③ 講義及び演習により行うもの。
- ④ 修業年限は概ね3月以内。

(4) 研修(講習会)等の内容

研修(講習会)等の内容は、以下に定めるもの以上とすること。

【講義科目】

児童福祉論、児童相談所運営論、養護原理、障害者福祉論、社 会福祉援助技術論、児童虐待援助論

【演習科目】

社会福祉援助技術演習、児童虐待援助演習

※ なお、市町村の職員も受講対象者であることから、研修 (講習会)の内容には市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市 町村児童家庭相談に関する内容を含めるよう努めること

改 正 後	現行
児童福祉司等の任用時研修や、児童福祉司等のスキルアップ研修な <u>ど必要な研修を行うものとする。</u> (5) 留意事項 (略)	(5) 留意事項 (略)
11 評価・検証委員会設置促進事業 (略)	11 評価・検証委員会設置促進事業 (略)
1 2 保護者指導支援事業 (1) 趣旨 (略) (2) 事業内容 ① 対象者 (略) ② 実施方法 (略) ③ 実施要件 ア (略) イ (略) ウ (略) エ 本事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充て る場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。	12 保護者指導支援事業 (1) 趣旨 (略) (2) 事業内容 ① 対象者 (略) ② 実施方法 (略) ③ 実施要件 ア (略) イ (略) ウ (略)
(3) 留意事項 (略)	(3) 留意事項 (略)
第4 国の助成 (略)	第4 国の助成 (略)

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(案)

「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業 及び評価基準について(案)」(局長通知)抜粋

① 趣旨

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会) (以下「地域ネットワーク」という。)の要保護児童対策調整機関(以下「調整機 関」という。)の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等(以下「地域ネットワーク構成員」という。)の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化 を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、 早期発見・早期対応に資することを目的とする。

② 実施要件

調整機関に、職員(非常勤職員等を含む。)を配置すること。

なお、配置する職員は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。

③ 基本事業

次のア及びイのいずれか又は両方を実施した場合に、それぞれ評価の対象とする。ア 調整機関職員の専門性強化

- ②の職員の専門性向上のため、次の取組を行う。
- (7) 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合 次の「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」を受講させる。
 - a 児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会(社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」)
 - b 児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会(都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」)
- (イ) 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合 更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。
 - a 子どもの虹情報研修センター(日本虐待・思春期問題情報研修センター) が実施する研修
 - b 都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

イ 地域ネットワーク構成員の連携強化

地域ネットワーク構成員の連携強化を図るため、次の(ア)及び(イ)のいずれか又は両方の取組を行う。

- (7) インターネット会議システムの導入等により、地域ネットワーク構成員による緊急受理会議や個別ケース検討会議等を適時、適切に行い、その時々の子ども等の状況に応じた支援内容等について、迅速かつ適切に協議、判断するための取組。
- (イ) ケース記録や進行管理台帳の電子化等により、要保護児童等について、地域 ネットワーク構成員における情報共有、事実確認、情報収集等を迅速かつ適切 に行うための取組。

④ 付加的事業

③のア又はイの基本事業を実施することを要件に、次のア〜ウについて事業を実施する場合、それぞれ評価の対象とする。

ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組

地域ネットワーク構成員の専門性向上のため、学識経験者等の専門家を招へいし、児童虐待対応についての共有認識と運営手法についての研修会・講習会などを開催する取組や、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける取組。

イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

地域ネットワークの調整機関が養育支援訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う取組や、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う取組。

ウ 地域住民への周知を図る取組

地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う取組やマニュアル、援助事例集、又は社会資源名簿(社会資源集)を作成・配布し、周知を図る取組。

雇児発第 0423005 号 平成19年4月23日

【一部改正】平成21年7月24日 雇児発第0724001号

都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 中 核 市 市 長 児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

身元保証人確保対策事業の実施について

児童養護施設等に入所している子ども、里親に委託されている子ども、母子生活支援施設及び婦人保護施設に入所している女性や子ども、児童相談所又は婦人相談所により一時保護されている子どもや女性が、施設等を退所して社会的に自立した生活を行おうとした場合、親等による保証人が得られず、就職やアパート等の賃借が困難となる場合がある。

施設等を退所する子どもや女性に対する自立に向けた支援は大きな課題であることから、就職やアパート等の賃借にあたって支障が生じることがないよう、別紙のとおり「身元保証人確保対策事業実施要綱」を定め、平成19年7月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を図られたく通知する。

また、貴管内市及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項 の規定に基づく技術的な助言である。

身元保証人確保対策事業実施要綱

第1 目的

身元保証人確保対策事業は、子どもや女性等(以下「子ども等」という。)の自立支援を図る観点から、児童養護施設や婦人保護施設等に入所中又は退所した子ども等や、里親等に委託中又は委託解除後の子ども等に対し、就職やアパート等を賃借する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

第2 実施主体等

- (1) 本事業の実施主体は、対象となる子ども等の措置、保護、一時保護を行う都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村(以下、「都道府県等」という。)とする。
- (2) 本事業の運営主体は、全国社会福祉協議会(以下「全社協」という。)とする。

第3 対象となる子ども等

この事業の対象となる子ども等は、次に掲げるものとする。

- ① 児童福祉法(以下「法」という。)第27条第1項第3号の規定により児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に入所しているもの、 又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者に委託されているもの、あるいは退所又は委託解除から本事業の申請まで6か月以内のもの。
- ② 法第33条の6第1項の規定により児童自立生活援助の実施が行われている もの又は児童自立生活援助の実施の解除から本事業の申請まで6か月以内のも の。
- ③ 法第33条の規定により児童相談所一時保護所(一時保護委託を含む。)に 一時保護されているもの又は一時保護の解除から本事業の申請まで6か月以内 のもの。
- ④ 法第23条第1項の規定により母子生活支援施設に保護されているもの又は 保護の解除から本事業の申請まで6か月以内のもの。
- ⑤ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」という。)第5条又は売春防止法第36条の規定により婦人保護施設に保護されているもの又は保護の廃止から本事業の申請まで6か月以内のもの。
- ⑥ DV 防止法第3条第3項第3号又は売春防止法第34条第2項第3号の規定 により婦人相談所一時保護所(一時保護委託を含む。)に一時保護されている もの又は一時保護の解除から本事業の申請まで6か月以内のもの。

第4 対象となる被保証人

この事業の対象となる被保証人は、第3に掲げる子ども等であって、かつ次の理由により父母(保護者)等に適当な保証人がなく施設長等が保証人となることが適当な者とする。

- ① 父母等が死亡又は行方不明、逮捕拘留中となっている。
- ② 父母等に心身の障害がある。
- ③ 父母等が経済的に困窮している。
- ④ 虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になること が適当でない、もしくは協力が得られない。

第5 対象となる保証人

この事業の対象となる保証人は、次に掲げるものとする。

- ① 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、婦人保護施設については施設長とする。
- ② 里親については、里親又は措置をした児童相談所長とする。
- ③ 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者については、養育者又は措置をした児童相談所長とする。
- ④ 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者については、養育者又は 措置をした児童相談所長とする。
- ⑤ 児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所(いずれも一時保護委託を含む。)については、児童相談所、婦人相談所の所長とする。

第6 保証範囲

① 就職時の身元保証

被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。

② アパート等の賃借時の連帯保証

賃貸住宅または賃貸施設(以下「賃貸住宅等」という。)に関し、被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対し保証金を支払う。

ア 家賃もしくは賃貸料および共益費(以下「家賃等」という。)の支払い

- イ 賃貸住宅等の修理または現状回復の費用の支払い
- ウ 賃貸借期間経過後の不法住居による賠償金の支払い
- エ 前各号債務の履行遅延による遅延利息の支払い

第7 保証期間

この事業における保証期間は、次のとおりとする。

① 就職時の身元保証の期間は、1年毎の更新とし、原則最長3年間とする。

② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間は、1年毎の更新とし、原則最長3年間とする。

第8 保証限度額

この事業における1件あたりの保証限度額は、次に掲げるものとする。

① 就職時の身元保証

200 万円

② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証

120 万円

第9 保険料

① 就職時の身元保証

年間保険料 10,560円 (月額 880円)

② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保険料 19,152 円 (月額 1,596 円)

第10 求償権

全社協が雇用主、家主等に損害賠償又は債務弁済を行ったときは、その賠償等を した金額の限度において、全社協は被保証人に対し求償権を有するものとする(実 際上は保険契約を締結している保険会社に求償権が移転する。)。

ただし、次に掲げる場合は、求償権の全部又は一部を行使しないことができる。

- ① 被保証人が死亡したとき。
- ② 被保証人が精神又は身体に著しい障害を受けたとき。
- ③ 被保証人が生活に困窮し、賠償金などを返済することが困難であると認められるとき。
- ④ 前3号のほか、特にやむを得ない事由があると認められるとき。

第11 身元保証人確保対策事業運営委員会

この事業の効果的な推進を図るため、全社協に身元保証人確保対策事業運営委員会(以下「委員会」という。)を設置することとする。

なお、委員会に関する規程及び委員会の運営に関し必要な事項は全社協において 別に定めるものとする。

第12 身元保証審査会

委員会に身元保証審査会(以下「審査会」という。)を設置し、審査会において は必要に応じて本制度の加入申請、賠償金額及び債務弁済額の審議、決定等を行う。 なお、審査会の運営に関する規程は、全社協において別に定めることとする。

第13 経費

国は、都道府県等がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところ により予算の範囲内で補助を行うものとする。